

11 住み続けられる まちづくりを



11.住み続けられるまちづくりを

ほうせつてき きょうじん
包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で
じぞくかのう およ
持続可能な都市及び人間居住を実現する。

11-1

2030年までに、すべての人が、住むのに十分で安全な家に、安い値段で住むことができ、基本的なサービスが使えるようにし、都市の貧しい人々が住む地域(スラム)の状況をよくする。

11-2

2030年までに、女性や子ども、障害のある人、お年寄りなど、弱い立場にある人びとが必要としていることを特によく考え、公共の交通手段を広げるなどして、すべての人が、安い値段で、安全に、持続可能な交通手段が使えるようにする。

11-3

2030年までに、だれも取り残さない持続可能なまちづくりをすすめる。すべての国で、だれもが参加できる形で持続可能なまちづくりを計画し実行できるような能力を高める。

11-4

世界の文化遺産や自然遺産を保護し、保っていくための努力を強化する。

11-5

2030年までに、貧しい人びとや、特に弱い立場にある人びとを守ることを特に考えて、水害などの災害によって命を失う人や被害を受ける人の数を大きく減らす。世界の国内総生産(GDP)に対して災害が直接もたらす経済的な損害を大きく減らす。

11-6

2030年までに、大気^{たいき}の質やごみの処理などに特に注意をはらうなどして、都市に住む人（一人当たり）が環境に与える影響^{えいきょう}を減らす。

11-7

2030年までに、特に女性や子ども、お年寄りや障がいのある人などをふくめて、だれもが、安全で使いやすい緑地^{りょくち}や公共の場所を使えるようにする。

11-a

国や地域の開発の計画を強化して、都市部^{としぶ}とそのまわりの地域と農村部^{のうそんぶ}とが、
経済的^{けいざいてき}、社会的^{かんきょうてき}、環境的^{しえん}にうまくつながりあうことを支援する。

11-b

2020年までに、だれも取り残さず、資源^{しげん}を効率的^{こうりつてき}に使い、気候変動^{きこうへんどう}への対策や災害への備えをすすめる総合的^{せいさく}な政策や計画をつくり、実施する都市やまちの数を大きく増やす。「仙台防災枠組2015-2030」にしたがって、あらゆるレベルで災害のリスクの管理^{せんたい ぼうさい わくぐみ}について定め^{さだ}、実施^{じっし}する。

11-c

お金や技術^{しえん}の支援などによって、もっとも開発の遅れている国ぐにで、その国にある資材^{しざい}を使って、持続可能で災害にも強い建物をつくることを支援する。

「11-1」のように数字で示されるものは、それぞれの項目の達成目標を示しています。

「11-a」のようにアルファベットで示されるものは、実現のための方法を示しています。